

答申第 41号

鎌情審査第31号
平成18年 1月30日

鎌倉市長 石渡 徳一 様

鎌倉市情報公開審査会
会長 若杉 明

平成17年7月21日付け鎌秘第75号で諮問のあった下記の事案について、
別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「平成17年4月から5月までの市長の月間予定表」（以下「本件文書」という。）についての公開請求に対して、鎌倉市長が平成17年6月24日に行った行政文書一部公開決定処分については、「出欠」、「開始」、「終了」及び「担当課」の欄は個人に関する情報が含まれてはいないと解されるため公開すべきである。また「催し物・会議名」、「会場」及び「主催者等」の欄についてはそれぞれ記されている内容を精査して、個人に関する情報を除き公開することが妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が2005年6月24日付けで異議申立人に対して行った行政文書一部公開決定処分を取り消す、との決定を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の概略は次のとおりである。

ア 一部公開文書は、鎌倉市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1号の適用を逸脱して、来室時間・団体名などを非公開としており、同条並びに第1条及び第3条に違反する。

この非公開部分を特定する作業はきわめて事務的に行われた形跡があり、「出欠」、「開始」、「終了」、「催し物・会議名」、「会場」、「主催者等」及び「担当課」の7項目をすべて非公開としている。

条例第6条第1号は、3つの除外規定（ただし書きア～ウ）を除き「個人に関する情報」を非公開情報としているが、本件文書の「個人に関する情報」は、「催し物・会議名」欄に記載されるものであって、その他の6項目を公開したところで、どのように「個人等が識別される」のであろうか。すなわち非公開処分は、条例第6条第1号を大きく逸脱した違反行為である。

仮に本件文書において、条例第6条第1号を厳密に適用したのであれば、5月26日15時から16時の来訪者の氏名は、どのような理由で公開としたのであろうか。条例第8条を適用して、同人の氏名の公開を「公益上特に必要がある」と認めたのであろうか。更に4月25日15時から15時40分の市長公室の入室者は、伊藤議員の他に1名の同伴者がいたが、記載がない。

同時期は、市民団体「鎌倉・9条の会」の講演会に係る鎌倉市名義後援の取消しをめぐって、市長の行政手続きや公平性に問題が指摘されていた時期にあたり、異議申立人は、同件の事実関係を調査するために関係文書の請求

を行っていた。同処分は、実施機関がこれを勘案して前者を公開とし、後者を記載漏れとした以外にいかなる理由も考えられず、極めて恣意的な文書公開又は文書隠匿と言わざるを得ない。

イ 当処分に関わる職員全員は、条例第6条並びに第1条及び第3条第1項に違反する。

一部公開文書の非公開部分は、すべて「鎌倉市長の公務以外のスケジュールに係る項目」ということであるが、担当課名をも非公開としている。このことは、逆に言えば公務以外であっても担当課が同席していたことになる。

この処分は、一見瑣末なミスのようにであるが、実は重大な問題を含んでいる。すなわち情報公開に係る鎌倉市職員の意識の問題である。

本件文書の公開時に、7項目すべてを非公開とする一部公開は不当であると申し立てたところ、所管課の職員は、申立てを課内に持ち帰って、公開の見直しをしたい旨、庁内電話により情報公開担当課職員を通して申立人に通知してきたが、申立人は本件文書が起案決裁を経て決定されたことから、敢えて拒否している。当処分に関わる職員全員は、条例第6条並びに第1条及び第3条第1項に違反すると判断したためである。

3 実施機関の説明の要旨

秘書課では、鎌倉市長の公務スケジュール及び公務を円滑に遂行するため公務以外のスケジュールについて管理している。

月間予定表で打ち出される各項目について、鎌倉市情報公開条例の非公開情報細目基準に照らし合わせ、氏名等特定の個人が識別されるもの、及び鎌倉市長の公務以外のスケジュールに係る項目については、個人に関する情報であるため非公開とした。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取し審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書は、「平成17年4月から5月までの市長の月間予定表」であり、構成は「日付」、「出欠」、「開始」、「終了」、「催し物・会議名」、「会場」、「主催者等」及び「担当課」の8欄に記入する形になっている。このうち、個人に関する情報が記入されるものについては、「催し物・会議名」、「会場」及び「主催者等」が考えられる。

異議申立人は、この月間予定表のうち、「出欠」、「開始」、「終了」、「催し物・会議名」、「会場」、「主催者等」及び「担当課」の7項目をすべて非公開として

いることは不当であり、条例第6条並びに第1条及び第3条第1項に違反していると訴えているので、このことについて検証する。

ア 条例第6条についての検証

条例第6条は、請求のあった行政文書を、実施機関が請求者に対して義務として公開することを原則としている。しかし、実施機関が保有している行政文書の中には、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報、行政の公正又は円滑な執行を著しく困難にするおそれのある情報、法令の規定により公開を禁じている情報などがあり、行政文書の公開を請求する者の権利に対して、実施機関として公開できないとする非公開情報の範囲を定めたものである。

ここで問題となっている条例第6条第1号についてであるが、個人に関する情報が記入される欄として、「催し物・会議名」、「会場」及び「主催者等」が考えられるため、この欄については再度、記されている内容について個人に関する情報を精査したうえで公開をすべきである。その他の欄については個人に関する情報は含まれないと判断できるので、公開すべきであると考えられる。

また、異議申立人は、5月26日15時から16時の「催し物・会議名」欄にある個人名を公開したことに関して、恣意的であると訴えているが、このことについて実施機関は、新聞等のメディアが取材しており、翌日に報道されることが予定されていたと説明しており、確かに翌日の報道により確認されている。従ってすでに公開が予定された情報であるといえる。

さらに4月25日の15時から15時40分の「催し物・会議名」欄記載については、申立人からは、もう一名の同伴者がいたが記載がなく、これも恣意的な情報隠しであると訴えているが、審査会は文書の公開に関して、条例に適合するか否かを審査する機関であるので、記載の方法についてを審査する機関ではなく、判断は差し控えたい。

イ 条例第3条についての検証

条例第3条は、この条例を運用するに当たって、行政文書の公開を請求する権利が十分尊重されるよう常に心がけなければならないと記されている。そして、個人の尊厳を保つうえで個人情報保護の重要性を認識し、個人についての情報がみだりに公開されることのないように最大限の配慮をする責務を実施機関に負わせている。

意義申立人は最初「秘書課日誌」を請求した。だが実施機関には「秘書課日誌」は存在しないので、それと同じ役割を持つ「市長の月間予定表」を請求されてはどうかと情報提供を行った。それにもかかわらず意義申立人は、「秘書課日誌」及び「市長の月間予定表」をそれぞれ公開請求したというこ

とを実施機関から聴取した。

このことから行政文書の公開を請求する権利は十分尊重されていると考えられる。

ウ 条例第1条についての検証

条例第1条は、鎌倉市情報公開条例の目的を定めたもので、解釈及び運用の指針となるものである。住民自治の原則を踏まえ、市民に対し「知る権利」を保障し、行政の公正かつ透明性を確保する観点から、その諸活動を積極的に市民に対し説明する責任を果たすよう努めることを規定したものである。直接的には行政文書の公開を求める市民の権利を保障し、その権利に対応する実施機関の公開の義務を規定したもののだが、従来から行われている情報の提供をこの条例により禁止し、又は制限しようとするものではない。

この点については、異議申立人が本件文書を請求した際に、秘書課職員が秘書課では日誌を慣行として作成していないこと、それに代わるものとして、秘書システムを用いて作成した市長の月間予定表を作成していることを説明している。その上で異議申立人は、日誌及び月間予定表をそれぞれ請求したものであることを実施機関から聴取した。以上のことについては、意見書にも記されていることから説明責任は果たされていると言えよう。

以上のとおりであるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
17. 7. 21	諮問（諮問第47号）
8. 10	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
8. 19	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
8. 22	異議申立人に行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付 及び意見書の提出要請
9. 12	・行政文書一部公開決定理由説明書に対する意見書を受理 ・実施機関に意見書の写しを送付
9. 26	第 111 回審査会 ・申立人から意見の聴取 ・実施機関から行政文書一部公開決定理由説明の聴取
10. 24	審議（第 112 回審査会）
11. 24	審議（第 113 回審査会）
12. 19	審議（第 114 回審査会）
18. 1. 30	答申